第　　　号

年　月　日

（住所）

（氏名）　　　　　　　様

命　　　令　　　書

　（火災の予防に危険である・消防の活動に支障になる）と認めるので、次の事項を命じます。

　なお、本命令に従わない場合は、消防法により処罰されることがあります。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 発　令年月日時　分 | 年　　月　　日時　　分　　 | 発令者 | 所属階級氏名 | 　　　　　　　　　　　　　　㊞ |
| 所在地 |  | 名称 |  |
| 受命者 | □行為者　□所有者　□管理者□占有者　□その他（　　　　　） | 職・氏名 |  |
| 命　令区　分 | □消防法第3条第１項□消防法第5条の３第１項 |
| １ | □火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具の使用その他これらに類する行為の禁止、停止若しくは制限又はこれらの行為を行う場合の消火準備 |
| ２ | □残火、取灰又は火粉の始末 |
| ３ | □危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件の除去その他の処理 |
| ４ | □放置され、又はみだりに存置された物件の整理又は除去 |
| 命令をした理由及び措置内容 |
|  |
|  |
|  |

教示

１　この命令に不服がある場合には、この命令　　　　日の翌日から起算して　　日以内に伊勢崎市長に対して審査請求することができます（なお、この命令　　　　日の翌日から起算して　　　以内であっても、この命令の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求することができなくなります。）。

２　この命令については、この命令　　　　日の翌日から起算して　　以内に伊勢崎市を被告として（訴訟において伊勢崎市を代表する者は伊勢崎市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決　　　　　日の翌日から起算して　　　以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　正当な理由があるときは、上記１及び上記２の期間を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

|  |  |
| --- | --- |
| 受領欄 | 年　　　月　　　日　この命令書を確かに受領しました。 |
| 受領者 | 住所 |  | 氏名 | 　　　 |